

藤沢市スポーツ広場条例施行規則の一部改正について
藤沢市スポーツ広場条例施行規則の一部を次のように改正する。

2017年（平成29年）6月14日提出

藤沢市教育委員会

教育長 平 岩 多 恵 子

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

藤沢市スポーツ広場条例の一部を改正する条例の施行日

提案理由

この議案を提出したのは、新設する藤沢市天神スポーツ広場野球場の供用を開始する必要による。

藤沢市スポーツ広場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 月 日

藤沢市教育委員会

教育長 平 岩 多 恵 子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市スポーツ広場条例施行規則の一部を改正する規則

藤沢市スポーツ広場条例施行規則（平成23年藤沢市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表中「葛原スポーツ広場（野球場）」を「藤沢市葛原スポーツ広場（野球場）」に改め、同表に次のように加える。

藤沢市天神スポーツ広場（野球場）	特定日	1
	平日	4

別表1に次のように加える。

藤沢市天神スポーツ広場	野球場	1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで及び12月、1月、2月並びに毎月第2、第4月曜日（ただし祝日の場合は翌日）	午前8時30分から午後6時30分（10月、11月及び3月は午後4時30分まで）
-------------	-----	--	---

別表2中 「 サッカー・ゲートボール・グラウンドゴルフ等 」 を

「 サッカー・ゲートボール・グラウンドゴルフ・ターゲットバードゴルフ 」 に、 「 軟式野球・ソフトボール 」 を

「 軟式野球・ソフトボール・グラウンドゴルフ・ターゲットバードゴルフ 」 に改め、同表に次のように加える。

藤沢市天神スポーツ広場	野球場	少年野球・ソフトボール・グラウンド ゴルフ・ターゲットバードゴルフ
-------------	-----	--------------------------------------

附 則

- 1 この規則は、藤沢市スポーツ広場条例の一部を改正する条例（平成28年藤沢市条例第34号）の施行日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、藤沢市スポーツ広場条例の一部を改正する条例（平成28年藤沢市条例第34号）附則第5項の規定により行う施設の使用に係る手続きについては、この規則の規定により行うことができる。

藤沢市スポーツ広場条例施行規則(平成23年教育委員会規則第3号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○藤沢市スポーツ広場条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成23年2月3日 教委規則第3号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成24年12月28日教委規則第3号</p> <p>（使用種目）</p> <p>第3条 スポーツ広場の対象種目は別表2のとおりとする。</p> <p>（団体登録を受けることができる団体）</p> <p>（使用許可を受けることができる使用許可区分の数等）</p> <p>第6条 野球場及び球技場の供用日は、特定日(スポーツ広場の供用日のうち日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。以下同じ。)と平日(当該供用日のうち特定日以外の供用日をいう。以下同じ。)とに区分する。</p> <p>2 第5条第3項の規定により施設等使用団体として登録された団体若しくは同条第5項の規定によりスポーツ広場使用団体として登録された団体とみなされる団体(以下これらを「登録団体等」という。)が1月において使用の許可を受けることができる野球場及び球技場に係る使用許可区分(スポーツ広場の供用時間を使用する時間並びに使用に伴う準備及び後片付けに要する時間を含め2時間ごとに区分した使用許可の単位をいう。)の数は、次の表の左欄に掲げるスポーツ広場の区分及び</p>	<p>○藤沢市スポーツ広場条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成23年2月3日 教委規則第3号</p> <p style="text-align: right;">改正 平成24年12月28日教委規則第3号</p> <p>（使用種目）</p> <p>第3条 スポーツ広場の対象種目は別表2のとおりとする。</p> <p>（団体登録を受けることができる団体）</p> <p>（使用許可を受けることができる使用許可区分の数等）</p> <p>第6条 野球場及び球技場の供用日は、特定日(スポーツ広場の供用日のうち日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。以下同じ。)と平日(当該供用日のうち特定日以外の供用日をいう。以下同じ。)とに区分する。</p> <p>2 第5条第3項の規定により施設等使用団体として登録された団体若しくは同条第5項の規定によりスポーツ広場使用団体として登録された団体とみなされる団体(以下これらを「登録団体等」という。)が1月において使用の許可を受けることができる野球場及び球技場に係る使用許可区分(スポーツ広場の供用時間を使用する時間並びに使用に伴う準備及び後片付けに要する時間を含め2時間ごとに区分した使用許可の単位をいう。)の数は、次の表の左欄に掲げるスポーツ広場の区分及び</p>

同表の中欄に掲げる供用日の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める数とする。

【別記1 参照】

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、藤沢市スポーツ広場条例(平成22年藤沢市条例第34号)附則第2項の規定により行う施設の使用に係る手続きについては、この規則の規定により行うことができる。

附 則(平成24年教委規則第3号)

この規則は、平成25年2月1日から施行する。

附 則(平成29年教委規則第 号)

- 1 この規則は、藤沢市スポーツ広場条例の一部を改正する条例（平成29年藤沢市条例第34号）の施行日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、藤沢市スポーツ広場条例（平成29年藤沢市条例第34号）附則第5項の規定により行う施設の使用に係る手続きについては、この規則の規定により行うことができる。

別表1(第2条関係)

【別記2 参照】

別表2(第3条関係)

【別記3 参照】

同表の中欄に掲げる供用日の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める数とする。

【別記1 参照】

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、藤沢市スポーツ広場条例(平成22年藤沢市条例第34号)附則第2項の規定により行う施設の使用に係る手続きについては、この規則の規定により行うことができる。

附 則(平成24年教委規則第3号)

この規則は、平成25年2月1日から施行する。

別表1(第2条関係)

【別記2 参照】

別表2(第3条関係)

【別記3 参照】

【別記1】

改正後（案）

スポーツ広場の区分	供用日の区分	使用許可区分の数
藤沢市大清水スポーツ広場(球技場)	特定日	1
	平日	4
藤沢市女坂スポーツ広場(野球場及び球技場)	特定日	1
	平日	4
藤沢市葛原スポーツ広場(野球場)	特定日	1
	平日	4
藤沢市天神スポーツ広場(野球場)	特定日	1
	平日	4

現行

スポーツ広場の区分	供用日の区分	使用許可区分の数
藤沢市大清水スポーツ広場(球技場)	特定日	1
	平日	4
藤沢市女坂スポーツ広場(野球場及び球技場)	特定日	1
	平日	4
葛原スポーツ広場(野球場)	特定日	1
	平日	4

【別記2】

改正後（案）

スポーツ広場の名称	施設	休場日	供用時間
藤沢市大清水スポーツ広場	球技場	1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで並びに毎月第2，第4月曜日(ただし祝日の場合は翌日)	午前7時から午後7時(10月から3月までは午後5時まで)
藤沢市女坂スポーツ広場	野球場	1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで並びに毎月第1，第3月曜日(ただし祝日の場合は翌日)	午前5時から午後7時(4月及び9月は午後5時まで，10月から3月までは午前7時から午後5時まで)
	球技場	1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで及び4月，5月，6月，10月，11月，12月並びに毎月第1，第3月曜日(ただし祝日の場合は翌日)	午前7時から午後7時(1月から3月までは午後5時まで)
藤沢市葛原スポーツ広場	野球場	1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで及び12月，1月，2月並びに毎月第1，第3月曜日(ただし祝日の場合は翌日)	午前8時から午後6時(10月，11月及び3月は午後4時まで)
藤沢市天神スポーツ広場	野球場	1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで及び12月，1月，2月並びに毎月第2，第4月曜日(ただし祝日の場合は翌日)	午前8時30分から午後6時30分(10月，11月及び3月は午後4時30分まで)

現行

スポーツ広場の名称	施設	休場日	供用時間
藤沢市大清水スポーツ広場	球技場	1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで並びに毎月第2, 第4月曜日(ただし祝日の場合は翌日)	午前7時から午後7時(10月から3月までは午後5時まで)
藤沢市女坂スポーツ広場	野球場	1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで並びに毎月第1, 第3月曜日(ただし祝日の場合は翌日)	午前5時から午後7時(4月及び9月は午後5時まで, 10月から3月までは午前7時から午後5時まで)
	球技場	1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで及び4月, 5月, 6月, 10月, 11月, 12月並びに毎月第1, 第3月曜日(ただし祝日の場合は翌日)	午前7時から午後7時(1月から3月までは午後5時まで)
藤沢市葛原スポーツ広場	野球場	1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで及び12月, 1月, 2月並びに毎月第1, 第3月曜日(ただし祝日の場合は翌日)	午前8時から午後6時(10月, 11月及び3月は午後4時まで)

【別記3】

改正後（案）

スポーツ広場の名称	施設	対象種目
藤沢市大清水スポーツ広場	球技場	サッカー・ゲートボール・グラウンドゴルフ・ターゲットバードゴルフ
藤沢市女坂スポーツ広場	野球場	軟式野球・ソフトボール・グラウンドゴルフ・ターゲットバードゴルフ
	球技場	少年サッカー(小学生以下)
藤沢市葛原スポーツ広場	野球場	軟式野球・ソフトボール・グラウンドゴルフ・ターゲットバードゴルフ
藤沢市天神スポーツ広場	野球場	軟式野球・ソフトボール・グラウンドゴルフ・ターゲットバードゴルフ

現行

スポーツ広場の名称	施設	対象種目
藤沢市大清水スポーツ広場	球技場	サッカー・ゲートボール・グラウンドゴルフ等
藤沢市女坂スポーツ広場	野球場	軟式野球・ソフトボール
	球技場	少年サッカー(小学生以下)
藤沢市葛原スポーツ広場	野球場	軟式野球・ソフトボール